

# 近代日本の職親的里親の再評価

尾形良子

北翔大学『人間福祉研究』 第16号 2013年

## 近代日本の職親的里親の再評価

尾形良子\*

### 要 旨

本稿は農業等自営業で若年労働者の育成と使用のため児童を預かる「職親的里親」が戦後肯定的評価がなされなかった点に着目し、就労を前提とした安定的生活を実現するという人生の大きな課題を達成していく上での職親的里親の意義を見出すことを目的としている。

戦前の日本の里親は制度規定されたものではなく、「慣習」として継続されてきた里親と児童施設の行う里親事業であった。慣習の中の職親的里親は「シツケ約束」と呼ばれるもので、実子の次男や三男と同様に育てられていた。児童施設においても劣悪な環境下で使役させられることがないよう、事前・事後の巡回を行い、児童の保護に努めていたことが明らかとなった。

このことにより、すべての事例が肯定的に語られるわけではないが、児童の利益にかなった実践が十分に含まれており職親的里親の肯定的側面を評価することが可能であること、また現代に通じる年長児童を対象とした取り組みに示唆を与えるといえる。

### 1. 問題意識および論文の目的

里親制度、他者に児童を養育させる習慣は

日本においてかねてから存在していた。その中で農業や漁業などをはじめとした自営業等で、若年労働者の育成と使用を主たる目的として児童を預かる仕組み（以下、職親的里親とする）が存在していた。しかし、里親として養育を目的とした私的な関係を締結したにもかかわらず、実際には金銭目的の例があったこと、過酷な労働を強いられた例があること、さらに里親に預けられた児童が殺害された事件の報道の反響もあり、職親的里親だけではなく里親一般に良い印象がもたれていなかったようである。戦後、高度経済成長を経て第一次産業、特に農業従事者が減少し、その影響により農業領域での職親的里親の申請が減ったことは、本来の里親制度の展開にとっては良いことだったと評価されてもいる。

諸外国の例を参照すると、里親は当初から児童の保護を目的としていたのではなく、児童労働の担い手の確保を目的とするものだった。自らのところで使役させる労働者として、または賃金を稼いでくる人員として児童を預かっていた。こうした実態への批判が起こったことから、児童を労働させることを期待して預ける行為の不適切さが認識され、保護的な里親制度が成立していくという経過をたどる。

つまり近代の職親的里親は現在の価値から

---

\*人間福祉学部地域福祉学科

キーワード：職親的里親、里親、年長児童、自立支援

照らせば前近代的な過去の遺物という扱いをされ、否定的な評価が定まっているといっても過言ではない。無論、過酷な使役を課された児童の悲惨な実態は存在しており、こうした事態への予防的な施策が必要であるのは論を待たない。しかし、現在の社会福祉の「児童」を例にとると0歳から17歳までを指しており、義務教育終了後の年長児童が第一次産業をはじめとした産業の従事者になる可能性がないとはいえず、また違法でもない。職親的里親について「児童は働くべきではない」という一般的な規範内の否定的な見方に拠るならば、特に年長児童を対象とする実践の効果を矮小化する一面的な評価だともいえる。

家族には児童の養育機能があり、その中には一人の社会人として定位家族を離れて成熟することを支援し、社会人となるための自立を促していく要素を含むと考えられる。職人や漁業を生業とする家庭を想定すると、養育と職業養成という要素が家族の営みに自然に織り込まれている。実際に引きこもりの児童や成人、非行少年などをともに生活させ、生活する力や社会人となるための職業養成や支援を行っている実践の例<sup>1</sup>をあげるまでもなく、現代でも有効な実践のあり方の一つであろう。

本稿は以上のような問題意識の下で取り組む研究の一部である。まず日本における慣習としての里親や施設における里親紹介など近代日本の里親のあり方、および職親的里親と想定される、労働を含めた養育を行っていた里親の特徴的なあり方を概観する。その中で年長児童を対象とする職親的里親の意義を過去の実践に見出すことを課題とする。

## 2. 職親的里親の歴史

日本において制度的な里親・里子が開始されたのは、昭和23年10月4日厚生省都道府県知事宛厚生次官通知「里親等家庭養育の運営に関して」およびその別紙である「家庭養育運営要綱」を發出し、児童福祉法によって創設された里親制度の運用基準を定めたことによる。つまり戦前には国家的な里親養育に関する法制度はなかったことになる。

児童福祉に関わる戦前の展開では、児童の貧困を中心に社会問題として認識される以前である「児童救済」と、経済的貧困を国家責任として対応する「児童保護」の段階がある<sup>2</sup>。

児童保護行政が成立する以前に実施されていた里親制度は①慣習、習慣としての里親・里子（名称はさまざまである）、②児童施設による独自の取り組みとしての「院外委託」「里親預」「家庭養育」などと呼ばれていた里親・里子のあり方の二種類に分類できる。

その後、概ね大正期に成立してくる「児童保護」段階に地方行政レベルでの規定が整備されてくる。大正年間から昭和初期に掛けて児童保護に関わる議論が回数を重ねているものの、結果としてはいずれも法制化することはなかった。

本稿では職親的里親が話題の中心であるため、文献で「里子」と記述されているものも特筆すべきものでない限り「里親」とする。しかし、慣習の中では、いくつかの異なる里親のあり方が見受けられるため、慣習としての里親の項に限り、里親と想定される呼称そのものを使用する場合がある。

### (1) 他者に児童の養育を期待する社会的背景

近代（明治）以前の養護問題とその対策とは、まず生産力に限界のあった江戸時代には、飢饉などの大規模災害が起きた際に墮胎・間引き・捨て子が絶えなかったため、各藩や地域において救済を実施していたようである。また江戸期にいう「捨て子」とは子殺しである墮胎や間引きとは異なり、養育料を目当てとする人や家の存続を願うものに養育を託すことであった。血縁ではない子どもを養子として貰い受け、労働力として児童を求めている状況が存在した。こうした養子たちは他家に引き取られた生活も必ずしも平穏でなかったとされている。しかし地域での捨て子救済のシステムの存在は確認されている<sup>3</sup>。江戸期の「捨て子」は養子または職親の里親に里子として養育されていたことになる。

明治初年、政府は墮胎・間引き・捨て子に対する取締りと保護を開始する。これは幕末からの各県（藩）による墮胎禁止政策を引き継いだものである。その後、1873（明治6）年に「棄児養育米給与方」を整備し、15歳未満の「棄児」に対して国家による扶養をするという体裁を取った。同年に法的に整備された戸籍には「棄児」と明記することになった。その後1874（明治7）年に生活困窮者を対象とした国家的救済制度として「恤救規則」が成立した。この制度は「人民相互の情誼」を原則とし、担当部署の明記もなく申請も難しく、実際の救済数も極めて少なかったものである。貧困児童はその対象とされており、「13歳以下の者」かつ「孤立無援」の子どもに限っていた<sup>4</sup>。

日本は明治30年代に本格的な近代産業の発展期を迎え、国力を強化する過程で貧困層を

生み出していった。その後の明治末期から大正に掛けて、近代的な貧困問題が深刻化して本格的な国家的施策を必要とし、社会事業が成立することになる。

都市の貧困層は土地を失って都市へ流入していき、安定的な就労はかなわず雑業者や失業者となった。日雇い、人力車夫、くずひろい、芸人など不安定な日収のため、子どもにとって劣悪な養育環境であった。その中から孤児や棄児、非行少年等の問題が生じ、国家的対策を必要とした。

大正期に慈善団体が展開した救護法制定運動の影響もあり、救護法は1929（昭和4）年に成立し、3年後から施行された。戦後の生活保護と異なり、扶助は権利ではなく国家の義務とする立場ではあったものの、扶助を受ける人数も10倍となった。また育児施設も救護法の対象となり、施設設備や生活費が一部支給となり、施設における児童保護事業は制度化された<sup>5</sup>。

### (2) 里親の歴史的発展

日本の里親の起源は諸説あるが、概ね奈良時代からの実践<sup>6</sup>が紹介されている。本稿では近代、明治期以降の歴史的展開を中心に取り扱う予定であるが、里親慣習として有名な京都の事例が平安時代のものであるため以下に紹介したい。

平安時代中期頃からは貴族の間で子女を村里に預ける風習が広がった。もともと里子とは「村里に預けた子」を意味する言葉であり、後一条天皇の時代（1016～1036）に四条大納言藤原公任が息女を洛北岩倉村に預けたことが始まりとされている。岩倉村は京都御所から北に4～7kmのところであり、古くから皇

族など身分の高い者になじみ深いところであった。子どもの実母などの縁者が来訪すれば、里母たちは野良仕事を中断して家に戻り、子どもの近況を詳しく伝えたという。里父母はわが子同然に愛情深く里子を養育し、里子を預かる者は里親と呼ばれるようになった。そして武家や商家、農村などあらゆる階層に広まっていったとされる<sup>7</sup>。

その後武家は家臣の家や知行所の百姓などに里子を出し、町屋では近郊の村々に預け、手習いをする頃に実家に引き取る。子どもが健康を保ち、軟弱にならないような養育の習慣である。また一方で乳児に与える初乳を母親ではなく近隣の健康で幸せな女性に頼み、終生の親子づきあいをするという、生児の健康のための呪術的な仮親（義理の親）の習慣もあったという。

里親慣習は他家に自分の子育てを頼むことであり、その里子・里親の関係は生涯続くという共通項が見える。里親の心情として真に愛情にあふれていたのか否かについては定かではないが、児童のために保護者が取り決めた慣習であった。こうした慣習の中では基本的に養育料は発生せず、無料か極めて低額のものだったという。身分の高い人から子を預かるのは名誉であって、里子が成長して里親のところに訪問することを里親側は有り難く受けとめるという状況だった。

しかし洛北でも、大正時代には北陸や関東からも私生児等の特別な事情の里子を預かるようになり、高額な保育料が発生したと考えられている。つまり、当初は金銭が里親慣習の動機ではなかった<sup>8</sup>と説明されている。

### (3) 職親的里親の起源と想定される「シツケ約束」の意義

本稿で検討する「職親的里親」という名称は法律に規定されているものではない。一定の養育と職業に従事させて職業養成を行うことが含まれる里親のあり方の一つを意味している。

里親研究の中ではさまざまな児童を養う類型が見受けられるが、その中で職親的里親に近いと想定されるのは、「シツケ約束」といわれるものであった。将来一人前にすることを約定して10歳前後の子どもを養育し、相当の年齢まで働くことを含んでいた。しかし給金はなく、次男、三男が独立するまで親元で働くのと同様に扱われ、大して差別をされていない。この約束は相識の親の間で結ばれ、不運の親類・類辺や子方筋の子女が多かったという。養育のかわりに労力を期待されたが、成人の身の振り方に養家が責任をもってあたるものだった。

なお、シツケ約束と類似しており、里親に否定的なイメージを付与してきたと指摘があるのは、「貰い子」と呼ばれるあり方であったようだ。戦後の児童福祉への啓発活動の中で実際とは異なる描き方をした映画の影響等もあり、一般的には悪行のように捉えられているが、実際には貰い子の中にも結婚後は独立させるものもあり、一概に労働搾取であったともいえない<sup>9</sup>。

この職親的里親と想定できる「シツケ約束」は児童が決定権を持っていなかったとはいえ、児童は結果として就労し仕事のスキルを身につけている。養育のかわりに労力を期待されたとしても、その後の身の振り方に養家が責任をもってあたるシステムであるため児童の



成熟を支援し、結果として児童の利益になっていると考えられる。

#### (4) 児童施設による院外委託・里親預・家庭養育

明治期には慈善事業による育児施設が次々と創設された。当初は放置できない子どもの養育を私宅で引き受け、その後に多数の児童を預かって建物を設置していくという経緯で創設されることが多い。その経営は苦しく、農業による自給自足を行っている施設も多かったようである。

1873（明治6）年横浜慈仁堂、長崎の浦上養育院1875（明治8）年などのカトリック系の施設、プロテスタント系の石井十次による岡山孤児院1887（明治20）年、また東京の福田会育児院1879（明治12）年、長野の大勧進養育院1883（明治16）年などの仏教系施設、さらに各府県レベルで設置された大分の日田養育院1869（明治2）年、東京養育院1872（明治5）年などがある。このような棄児や孤児のための施設は明治期を通じて約100箇所は設立されているといわれている。

その後、施設での養育の中から里親事業を始めた育児施設が現れている。岡山孤児院を例にとると、その設立者である石井は創設以来孤児教育に試行錯誤し、明治後期にイギリスのバーナード・ホームを参考にして、子ども15人に1人の保母を配置する家族（小舎）制を実施した。また乳幼児を農家に養育委託する里親事業を開始している。

このように戦前の児童施設では家庭養護を意図して次第に里親事業を作りあげ、職親の里親と目される農家などに児童を養育させている実例が散見されている。

#### (5) 児童保護行政における規定創設の努力

##### ① 徳島県、福井県、愛知県の「里子及貫子に関する規定」

日本では国家的に統一された里親規定は戦後まで創設されなかった。しかし児童保護行政の中で問題と対処を協議し努力をしていたこと、それにもかかわらず成立しなかった背景を概観しておきたい。

後に構想される養児保護規定の前身と位置付けられる徳島県、福井県、愛知県の「里子及貫子に関する規定」では、報酬を得て幼児を養う者の届け出を定めた点で共通しているが、詳細ではそれぞれ異なっていた。福井県では1893（明治26）年12月16日に規定を制定し、上記3県中では最も制定が早かった。里親制度において、必ずしも報酬のからむものだけを想定していたわけではないこと、そして親元の直接交渉の悪影響を懸念していることが分かる。また「幼児保護」の目的により、実父母が養育主を警察に届け出る条項を含めていることは、里親慣習がその後の児童保護に発展する連続性を持つ可能性があったと指摘されている。

その後、内務省関係者と育児院長をはじめとした児童施設職員によって「第一回育児事業協議会」が開催され、育児の方法から施設運営、退院後の保護など幅広い案件が協議されている。その中で家庭委託に関わるものとして、「第五 退院者二関する事項」「第六 委託児童及徒弟委託二関する事項」が協議されている。ここで言う「徒弟」とは内務省社会局の『本邦社会事業概要』（1922）の中で「父母其親族に引取らせ能はざるものは、多くは義務教育終了後職業又は家事見習いの為め適当なる家庭にその養育を委託し独立を図

る」ことに相当するとされている。

徒弟委託の子どもの年齢は13～14歳であった。一般的に施設の児童は容易に徒弟にできると思われて申込者も多かったようである。しかし子どもの安全を守るために、その家庭を十分に調べ具体的な契約書を取っておかなければならない、徒弟委託の際に育児院の子どもとしてでなく経営者の氏名で預ける方が児童の利益になるのではないか等の議論がなされていた。

このように未だ統一した育児施設や育児保護の方法が示されていない段階でも、各施設が児童の安全を守るために協議していた事実がある。委託前の家庭調査と委託後の見回りを実施することは、養子縁組、里子家庭委託、そして職親的里親に近い存在だったと思われる徒弟ともに共通して実施されていた。

#### ②内務省提案「養児保護」案法制化の挫折

養児保護について家庭委託を中心として実施するためにまとめられた「養児保護」案は、政府の一隅より相当強い反対意見が現れ、結局諮問に付するまでに至らなかった。その反対理由は①一律の届け出制を導入すると、富豪や貴族等の隠し子である場合の多い貰い子（私生児）の存在が、例えば貰い子殺し等の不祥事件の発生の際に発覚し、特権階級の威信を失い風教上にも悪影響を及ぼす懸念があること、②「母ならぬ人の手に育てられる子供の不幸」というコンテクストに社会の認識が取り込まれ、子どもを手放しそうな母親への救護を実施することにより母子ともに保護する母子保護法への制定に収斂していく方向が出てきたこと、そして③養児の減少の3つであったとされる。

1931（昭和6）年に社会局が報酬をもって

する14歳未満の養児についての全国調査を行った。その結果は男2,574人、女2,666人、合計5,240人であった。このうち養育者の職業については農家が最も多く1,154名で職工労働者は1,111名だった。その後、さらに児童数が減少し、養児保護が中心的話題ではなくなるとされる<sup>10</sup>。

## 4. 結 論

日本の慣習としてなされていた里親のうち職親的里親と想定できる「シツケ約束」は、養育のかわりに労力を期待されたとしても、その後の身の振り方まで考えられている。多くは相識の親同士の間でかわされる児童のよりよい成長を願った里親・里子のあり方であり、職親的里親とされる「シツケ約束」においても成長後の就労まで責任をもって養育するという極めて健全な慣習であった。

また施設における養育においても、統一した育児施設や育児保護の方法が示されていない段階でさえ、各施設が児童の安全を守るために協議し、委託前の家庭調査と委託後の見回りを養子縁組、里子家庭委託、そして職親的里親に近い存在だったと思われる徒弟ともに共通して実施していた。限定的なものであったかもしれないが、児童の保護への配慮は一定程度なされていたと思われる。

以上のことから人間にとって重要な就労という困難な課題に対処するための一つの選択肢として、養育と成長支援、そして就労のためのスキルを訓練することが含まれている職親的里親制度の肯定的な側面を指摘することができた。

また、あまり肯定的に評価されてこなかった職親的里親への否定的な言説は、実際には

里子ではなく「貰い子」への一部の労働搾取的なあり方を強調した事実もあることが分かった。このように職親的里親には否定的な側面がなかったとはいえないまでも、職親的里親の養育のあり方は年長児を対象とした、十分に効果が期待できる自立支援の選択肢である。

## 5. 残された課題

本稿は問題提起的な位置づけの研究であり、戦前・戦後を通じた職親的里親の詳細な実態の把握やデータ分析をする以前の段階である。今後は時代区分ごとに、一定の地域に限った第1次資料の発掘が望ましい。中でも慣習として、また施設における養育としても、先行研究のある岡山孤児院や福田養育院以外の事例の分析を予定している。また、現代的意義の証左となりうるであろう現在の実践も視察等を行い、活動の分析も行うことが必要となる。また、諸外国の例との比較も有益だと考えられる。これらが今後取り組むべき課題である。

## 注

- 1 北海道余市市にある、ひきこもり、ニート、不登校などの若者支援をしているビバハウスの取り組みが一つの参考例となるであろう。支援方法としては合宿形式による集団生活であり、スタッフは常勤4名、非常勤1名となっている。NPO法人余市教育福祉村ビバの会・ビバハウス代表者の安達俊子は元教員であり、福祉施設というよりは指導も重要視している。農作業をしている意義として「コミュニケーションをとる練習に、農作業は最適なんです。『道具を取って』『まっすぐに耕されてないぞ』

など、会話のきっかけになることが多い作業ですから」と語っている。ここで指導に当たっている森康彦はかつて「ビバハウス」の利用者でもあったが、現在は社会福祉士の資格を取り正規スタッフとして働いている。「全国20団体の活動事例」より [http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/yorisoi/html/3\\_01.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/yorisoi/html/3_01.html)

- 2 田澤あけみ(2006)「児童福祉の歴史と児童政策」『新児童福祉論—保護型から自立・参加型児童福祉へ』法律文化社32.
- 3 尾島豊(2011)「施設養護の歴史」『施設養護実践とその内容』福村出版49.
- 4 同上 50.
- 5 同上 50-53.
- 6 日本の里親の起源は諸説ある。奈良時代には、雄略天皇に仕えていた少子部栖軽(ちいさこべのすがる)の『日本書紀』『新撰姓氏録』にみられる創氏説話だという説がある。462年に雄略天皇が皇后みずから養蚕をすることで、養蚕振興を図った。そこで側近だった栖軽に命じて国中から蚕(こ)を集めるよう指示をすると栖軽は勘違いし、幼い子どもたちを連れて来て献上した。天皇はこれを許し、子どもたちを育てるよう栖軽に申し渡した。あわせて少子部連(ちいさこべのむらじ)の姓を与えたというものである。

また聖徳太子が593(推古天皇元)年に建立したとされる四天王寺は「四箇院の制」を取った。四箇院とは心のケアと仏法修行道場としての「敬田院」、薬草を栽培し病者に施す「施薬院」、寄る辺のない病人の看病を行った「療病院」、身寄りのない者や年老いた者を収容する「非田院」の4つ



であった。特に非田院は身寄りのない子どもの早期の養育の場として機能しており、我が国最初の児童福祉施設だともいわれる。後に光明皇后による法華寺悲田院、時代は下るが鎌倉時代の忍性による極楽寺悲田院などでも都に集まる貧しい子どもや親に捨てられた子の保護を行い、里子もいたとされている。奈良時代には女官であった和氣の清麻呂の姉の和氣の広虫が15歳葛木戸主の妻となり、それまで医療を与えて養育を担ってきた京中の孤児のうち成人した男9人、女1人を養子とした。その後尼となった広虫は庶民の間で飢えと疫病が広がり捨て子が続出した際に、83人の児童を自分の養子として養育し救済した。そのため里親の始祖として評される場合もある。

鈴木 力 (2011)「里親養育の歴史的な流れ」『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版30-31.

7 同上

8 坂井摂子 (2009)「近代日本の里親慣習」新潟大学『現代社会文化研究』(44).

9 同上

10 姜恩和 (2010)「子どもの保護という側面からみた慣習の再考—「養児保護」に着目して—」『社会福祉学』50(4)日本社会福祉学会.

## 参考文献

池田敬正 (1986)『日本社会福祉史』法律文化社.

和泉広恵 (2011)「里親養育における子どもの自立支援と委託解除後の課題」『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版.

荻山正浩 (2008)「戦前日本の児童労働と労

働供給—紡績女工の年齢、賃金、需給状況—」『千葉大学経済研究』第23巻第3号.

貴田美鈴 (2009)「里親に関する研究の展望と課題—1998年～2008年までの国内文献から—」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』第12号.

貴田美鈴 (2010)「児童福祉法成立期の里親委託の位置づけ」『岡崎女子短期大学研究紀要』(44).

京都府社会課編 (1998)「洛北名物里子の話」『日本<子どもの歴史>叢書28岡山孤児院 濃飛育児院洛北名物里子の話』久山社.

小松隆二 (1989)「イギリスの里子問題」『イギリスの児童福祉』慶應通信.

志賀淑子 (1998)「児童労働撲滅をめざす国際戦略—新ILO条約草案をめぐる—」『聖徳大学研究紀要人文学部』第9号.

庄司順一 (2003)「里親養育において出会う問題」『フォスターケア—里親教育と里親養育』明石書店.

高口明久 (1993)『養護施設入園児童の教育と進路』多賀出版.

田澤あけみ (2006)「先行研究について」『20世紀児童福祉の展開—イギリス児童虐待防止の動向から探る』ドメス出版.

細井勇 (2009)「岡山孤児院の里預児事業について」『石井十次と岡山孤児院』ミネルヴァ書房.

松本武子 (1991)『里親制度の実証的研究』建帛社.

宮島清 (2006)「里親委託・養子縁組の歴史・現状・これから—「子どものための家庭養護」を構築するために—」社会事業大学社会事業研究所年報(42).

- 三吉明（1969）「民間慈善事業」『北海道社会事業史研究』敬文堂.
- 本山美八郎（2003）「里親制度の改正と課題」『宝仙学園短期大学研究紀要』(28).
- 湯沢雍彦（2004）『里親制度の国際比較』ミネルヴァ書房.
- 吉田菜穂子（2011）『里子事業の歴史的研究-福岡県里親会活動資料の分析-』大空社.